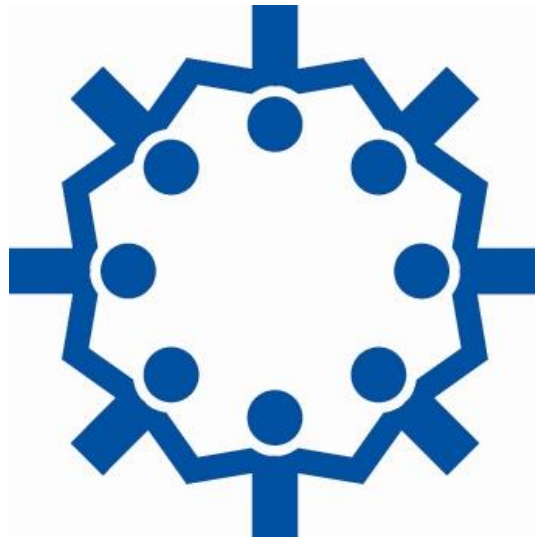


パナソニック EW 友の会 規約

(2022年3月1日改定)



2024年3月1日

パナソニック EW 友の会

パナソニック EW 友の会 規約

第1条（目的）

パナソニック EW 友の会（以下、「EW 友の会」という）は、パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社（以下、「パナソニック EW 社」という）の取引先代理店の経営者及び従業員（以下、併せて「従業員等」という）並びに代理店の取引先チェーン店の従業員等の福祉の増進をはかることによって、代理店及びチェーン店の一層の繁栄を期することを目的とする。

第2条（EW 友の会の構成）

1. EW 友の会は、次の2つの制度によって構成される。
 - ① 代理店会員特典制度
 - ② 団体定期保険・福利厚生特典制度
2. EW 友の会の会員は、第4条に定める代理店会員及びチェーン店会員によって構成される。

第3条（入会手続き）

1. 代理店が自己の従業員を EW 友の会へ入会させる場合、EW 友の会が指定する期日までに、支店又は店舗ごとに、所定の申込書を EW 友の会に提出し、第9条に定める期限までに、会費を支払うものとする。EW 友の会が入会を認め、代理店に会員名簿を付与したことをもって、当該代理店の従業員の入会手続きが完了し、以後、EW 友の会の代理店会員となる。
2. チェーン店が自己の従業員について EW 友の会へ入会させる場合、チェーン店は、EW 友の会が指定する期日までに、支店又は店舗ごとに、所定の申込書を、EW 友の会に提出し、第9条に定める期限までに、会費を支払うものとする。EW 友の会が入会を認め、チェーン店に加入証を付与したことをもって、当該チェーン店の従業員の入会手続きが完了し、以後、EW 友の会のチェーン店会員となる。

第4条（会員）

1. 代理店会員は、次の各号の条件を満たす者とし、当該条件を満たした場合、EW 友の会への入会を認めるものとする。ただし、第2号の条件を満たさない場合であっても、EW 友の会の目的及び趣旨に照らし相当性を有するものとして理事会で入会を承認されたときは、EW 友の会への入会を認めるものとする。また、EW 友の会の加入期間中であっても、当該条件のうち1つでも条件を満たさなくなった場合は、会員資格を失うものとする。
 - ① 代理店と直接雇用関係を結んでいる従業員であること
 - ② 前号の従業員が勤務する代理店が、パナソニック EW 社の取引先代理店であること
 - ③ EW 友の会が指定する期日までに入会申込み及び会費の支払いがあったこと
2. チェーン店会員は、次の条件を満たす者とし、当該条件を満たし、かつ理事会で入会を承

認められた場合、EW 友の会への入会を認めるものとする。また、EW 友の会の加入期間中であっても、当該条件のうち1つでも条件を満たさなくなった場合は、会員資格を失うものとする。

- ① チェーン店と直接雇用関係を結んでいる従業員であること
- ② 自己が勤務するチェーン店の取引先がパナソニック EW 社の取引先代理店であること
- ③ EW 友の会が指定する期日までに入会申込み及び会費の支払いがあったこと

第5条（代表者）

1. 代理店は、EW 友の会責任者を選出し、申込書に代表者（以下、「代理店代表者」という）として署名捺印させ、これを EW 友の会に提出し、代表者を登録する。
2. 代理店代表者は、自らが代表者となる代理店に関し、次条に定める特典の受渡し並びに他の代理店会員及びチェーン店会員の個人情報の取扱い等を行うものとし、善良なる管理者の注意をもってこれを行うものとする。チェーン店単体会員の場合もチェーン店代表者が同様の責任を負うものとする。

第6条（会員特典）

1. 代理店会員及びチェーン店会員（以下、併せて「会員」という）は、それぞれ EW 友の会の会員特典制度・福利厚生特典制度に基づく所定の特典を受けることができる。
2. 前項の特典によって会員に何らかの損害が生じても、EW 友の会は一切責任を負わない。
3. 会員は、EW 友の会所定の団体定期保険への加入条件を満たす場合は、団体定期保険に加入することができる。

第7条（チェーン店への斡旋）

代理店に代理店会員がいる場合、当該代理店は、自己の取引先のチェーン店に対して、EW 友の会への入会を斡旋することができる。

第8条（期間）

EW 友の会への加入期間は、原則として、毎年8月1日から翌年7月末日までとする。なお、翌年度も継続加入を希望する場合は、再度継続申込み及び会費の支払いを行うものとする。

第9条（会費）

1. 代理店会員は、EW 友の会に対し、EW 友の会所定の会費を支払う。なお、団体定期保険に加入する代理店会員は、申込み口数に応じて別途所定の会費を支払う。
2. チェーン店会員は、EW 友の会に対し、団体定期保険の申込み口数に応じて、所定の会費を支払う。
3. 前二項に定める会費の支払期限は前条の期間開始の1ヶ月前(毎年7月1日)迄とする。

第10条（脱会）

1. 代理店会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、当該月末をもって EW 友の会を脱会する。

- ① 代理店会員がその代理店を退職したとき
 - ② 代理店会員が死亡したとき
 - ③ 第4条第1項に定める代理店会員の条件を満たさなくなったとき
2. チェーン店会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、当該月末をもって EW 友の会を脱会する。ただし、第4号に該当する場合は、該当時に属する加入期間の末日をもって脱会する。
- ① チェーン店会員がそのチェーン店を退職したとき
 - ② チェーン店会員が死亡したとき
 - ③ 第4条第2項に定めるチェーン店会員の条件をみたさなくなったとき
 - ④ チェーン店会員が加入期間中に、65歳6ヶ月を超えたとき

第11条（脱会手続）

1. 代理店会員が脱会した場合、当該代理店の代理店代表者は、速やかに EW 友の会に連絡し、脱退通知書を提出するものとする。
2. チェーン店会員が脱会した場合、当該チェーン店は、速やかに EW 友の会又は代理店に連絡するものとする。また、チェーン店から脱会の連絡を受けた代理店の代理店代表者は、速やかにその旨を EW 友の会に連絡し、脱退通知書を提出するものとする。

第12条（会費の不返還）

会費の納入後は、いかなる事由においても中途解約を認めず、また、脱会の場合を含め、会費の払戻しは行わない。

第13条（会員情報変更等の届出）

1. 代理店代表者は、入会の際に届け出た代理店の商号、所在地又は会員の個人情報等（以下、「登録情報」という）について変更がある場合は、速やかに EW 友の会に届け出るものとする。
2. チェーン店は、登録情報に変更がある場合は、速やかに EW 友の会又は代理店に連絡するものとする。また、チェーン店から、登録情報の変更の連絡を受けた代理店の代理店代表者は、速やかにその旨を EW 友の会に届け出るものとする。
3. 友の会は、登録情報の変更の届け出がないことにより、会員が第6条に定める特典を受けられない場合であっても、一切責任を負わない。

第14条（個人情報の利用等）

1. LS 友の会は、会員の個人情報（会員の氏名、生年月日、性別、会員番号等）を、この規約に基づき、EW 友の会の運営のためにのみ利用する。
2. 会員は、EW 友の会に対し、会員自身の個人情報を開示するように求めることができ、開示請求により、会員自身の個人情報の内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合には、会員は、EW 友の会に対し、その訂正を求めることができる。

第15条（役員）

1. EW 友の会には、次の役員をおくものとし、パナソニック EW 社の指名により選任する。
理事 5名（うち1名を理事長、1名を監事とする。）
2. 役員がその任期の満了前に退任した場合には、前項の定めに従い補欠の役員を選任するものとする。

第16条（役員の仕事）

1. 理事は、理事会に出席し決議を行う。
2. 理事長は、EW 友の会の業務を執行し、EW 友の会を代表する。
3. 監事は、EW 友の会の会計及び業務を監査し、理事会にて監査報告及び意見陳述を行う。

第17条（理事会）

1. EW 友の会には、理事会を設け、全ての理事をもって組織するものとする。
2. 理事会は、理事長が必要に応じてこれを招集する。
3. 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第18条（理事会の決議事項）

理事会は、EW 友の会に関する重要な業務執行の決定を行うものとし、次の事項の決議を行う。

- ① EW 友の会の管理・運営に関する事項
- ② 理事長及び監事の選定
- ③ 第4条第1項第2号の条件を満たさない者の入会の承認
- ④ チェーン店会員の入会の承認
- ⑤ その他重要と認められる事項

第19条（役員の仕事）

役員の仕事は、2年とする。ただし、再任することができる。

第20条（業務委託）

1. EW 友の会は、EW 友の会の運営をパナソニック EW 社に委託するものとする。
2. 前項に基づき、パナソニック EW 社は、自己を契約者として保険会社との間で団体定期保険契約を締結する。
3. EW 友の会は、パナソニック EW 社が EW 友の会の運営の一部を第三者に委託することを承諾する。

第21条（EW 友の会に関する相談窓口）

1. EW 友の会及びこの規約に関する問い合わせ先並びに個人情報の開示・訂正・利用停止等の会員の個人情報の取扱いに関する問い合わせ先は、パナソニック EW 社内に設置する以下の窓口とする。

●各会員様向けの各年度「ご案内」に記載のとおり

2. 会員情報の変更、EW 友の会の脱会、保険金請求等に関する問い合わせ先及び年次更新の

申込みに関する問い合わせ先は、パナソニック EW 社内に設置する以下の窓口とする。

●パナソニック EW 友の会事務局 連絡先 050-3786-8700

第 2 2 条（譲渡禁止）

会員は、EW 友の会の会員資格、地位、特典を受ける権利、その他一切の権利及び義務を第三者に譲渡又は承継してはならない。

第 2 3 条（その他）

その他この規約に定められていない事項については、その都度理事会にて定める。

第 2 4 条（規約の変更）

この規約は社会情勢の変動、EW 友の会の運営に影響のある重大な事由が発生した場合、その他必要がある場合には、理事会において改廃することができる。また、理事会にて改廃したときは、次年度の EW 友の会入会募集時に、改廃後の規約を会員に通知するものとする。

以上